

社会福祉法人人間東部福祉会

ハラスメント防止対策における方針

職場におけるハラスメントは、従業者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、従業者の能力の有効な発揮を妨げ、また法人にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。

性別役割分担意識に基づく言動は、セクシュアルハラスメントの発生の原因や背景となることがあり、また妊娠・出産等に関する否定的な言動は、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの原因や背景になることがありますので、このような言動は行わないよう注意をしましょう。

社会福祉法人人間東部福祉会は下記のハラスメント行為を許しません。また、当法人以外の者に対しても、これに類する行為を行ってははいけません。詳しくは、社会福祉法人人間東部福祉会ハラスメント防止規程をご確認ください。

なお下記以外のハラスメントに関しては、別表にてご確認ください。

1. セクシュアルハラスメント

- (1) 性的な冗談、からかい、質問
- (2) わいせつ画像の閲覧、配布、掲示
- (3) 性的な噂の流布
- (4) 身体への不必要な接触
- (5) 性的な言動により職員等の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為
- (6) 交際、性的な関係の強要
- (7) 性的な言動に対して拒否等を行った部下職員に対する不利益取扱い
- (8) その他、他人に不快感を与える性的な言動

2. 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

- (1) 部下又は同僚職員による妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動
- (2) 部下又は同僚職員が妊娠・出産・育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
- (3) 部下又は同僚職員が妊娠・出産等したことによる嫌がらせ等
- (4) 部下又は同僚職員が妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取り扱いを示唆する行為
- (5) 部下または同僚職員が妊娠・出産等したことにより、解雇その他の不利益な取り扱いを示唆する行為

### 3. パワーハラスメント

- (1) 殴打、足蹴りをするなど身体的攻撃
- (2) 人格を否定するような言動をするなどの精神的な行為
- (3) 自身の意に沿わない職員に対して、仕事を外し、長期間にわたり、別室に隔離するなどの人間関係からの切り離し
- (4) 長期間にわたり、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下で、勤務に直接関係ない作業を命じるなどの過大な要求
- (5) 管理職が部下を退職させるため誰でも遂行可能な業務を行わせるなどの過小な要求
- (6) 管理職からだけでなく、人間関係上優位性を持った部下から上司に行われる不当な要求
- (7) 他の職員の性的指向・性自認や病歴などの機微な個人情報について本人の了解を得ずに他の職員に暴露するなどの個の侵害

### 4. ハラスメント防止の基本方針

この指針の対象は、社会福祉法人人間東部福祉会で働いているすべての職員です。

セクシュアルハラスメントについては、異性に対する行為だけでなく、同性に対する行為も対象となります。また、被害者の性的指向又は性自認にかかわらず、性的な言動であればセクシュアルハラスメントに該当します。

妊娠・出産・育児休業・介護休業に関するハラスメントについては、妊娠・出産等をした女性労働者及び育児休業の制度を利用する男女労働者の上司及び同僚職員が行為者となり得ます。

相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、ハラスメントのない、快適な職場を作っていきましょう。

職員がハラスメントを行った場合、就業規則に定める解雇、懲戒の事由にあたり、処分されることがあります。その場合、次の要素を総合的に判断し、処分を決定します。

- (1) 行為の具体的態様（時間・場所・（職場か否か）・内容・程度）
- (2) 当事者同士の関係（職位等）
- (3) 被害者の対応（告訴等）・心情等

### 5. 相談窓口

職場におけるハラスメントに関する相談（苦情を含む）窓口担当者は次の者です。電話、メールでの相談も受け付けますので、一人で悩まずにご相談ください。

また、実際に生じている場合だけでなく、生じる可能性がある場合や放置すれば就業環境が悪化する恐れがある場合、微妙な場合も含め広く相談に対応し、事案に対処します。

相談には公平に、相談者だけでなく行為者についても、プライバシーを守って対応しますので安心してご相談ください。

相談窓口 社会福祉法人人間東部福祉会 本部事務局  
honbujimukyoku@luck.ocn.ne.jp  
049-258-8120

## 6. 研修

社会福祉法人人間東部福祉会ハラスメント防止規程に基づき、職場におけるハラスメント防止研修・講習等を年1回以上行います。

## 7. その他の事項

当法人には、妊娠・出産、育児や介護を行う従業員が利用できる様々な制度があります。まずはどのような制度や措置が利用できるのかを就業規則等により確認をしましょう。

妊娠・出産、育児・介護を行う職員が安心して制度を利用し、仕事との両立ができるようにするため、法人として、協力、支援をします。対応に困ることがあれば、遠慮なく本部事務局までご相談ください。

以上